

議案第 73 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

三田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 30 年 8 月 28 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例

三田市手数料条例（昭和 5 1 年三田市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 1 号の 2 の次に次の 1 号を加える。

(31)の 3 建築基準法第 4 3 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料 27, 000 円

別表第 3 2 号中「第 4 3 条第 1 項ただし書」を「第 4 3 条第 2 項第 2 号」に改め、同表第 5 6 号中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(56)の 2 建築基準法第 8 5 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等建築許可申請手数料 160, 000 円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 6 7 号）第 1 条の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三田市手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。